

一般財団法人宇治廃棄物処理公社における浸出水処理施設での 原水の河川放流事案への処分並びに今後の対策等について

今般、一般財団法人宇治廃棄物処理公社（以下「公社」とする。）において、埋め立てを完了している第 1 期・第 2 期処分地から流れ出た水を処理する浸出水処理施設で、原水槽の上部から未処理の水を河川に放流していた事案につきまして、9 月 3 日付で処分がありましたので、下記のとおりご報告いたします。

1. 経緯

- ・ 8 月 1 3 日（木）・ 1 9 日（水）京都府の職員が公社に来社
- ・ 8 月 2 0 日（木）京都府山城北保健所に事実を報告、謝罪
- ・ 8 月 2 1 日（金）京都府山城北保健所の緊急立ち入り検査・水質検査
- ・ 8 月 2 6 日（水）公社が京都府知事あてに顛末書を提出
- ・ 8 月 2 7 日（木）公社から市長への顛末書を受理
- ・ 9 月 3 日（木）京都府から公社に対して処分の通知

2. 京都府知事から公社が受けた処分について

一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設について、改善及び使用の停止を命じるもの。

（改善の内容）

令和 2 年 1 0 月 2 日までに、当該施設の許可を受けた計画に適合するよう、排水の処理の方法を改善すること。

（使用の停止の内容）

令和 2 年 9 月 3 日から令和 2 年 1 0 月 2 日まで（30 日間）の間、当該施設への廃棄物の搬入を停止すること。

（改善の内容の詳細）

排水は、許可を受けた排水の処理工程のとおり水処理した上で放流すること。

降雨時においても、浸出水処理設備の原水槽からの排水がオーバーフローすることがないように、同設備の必要な改善を行うこと。

なお、設備の改善にあたっては、あらかじめ具体的な計画を山城北保健所に提出した上で実施すること。

3 . 公社の対応

- ・利用者への通知
- ・志津川区との調整
- ・抜本的な対策実施のため、最終処分地の水処理に精通した業者にコンサルタントを委託して検討・実施。
- ・職員の処分についての検討
- ・原因の究明及び再発防止のため、(仮)調査委員会設置